

「第5次宮崎県障がい者計画（素案）」に対する意見募集の結果について

No.	該当ページ	御意見の要旨	県の考え方・素案への反映状況等
1	計画全般	多種多様な状況で障がい者になる健常者が多いが、飲酒運転等による事故など、自己責任である障がい原因の場合は、認定を拒否すべき状況もある。障がい者認定基準の明文化と全県民への認知・周知をしてほしい。	御意見の内容は今後の検討を行う際の参考にさせていただきます。 なお、障がいの認定基準については、身体障害者福祉法などの各種法令に定められています。
2	計画全般	先天性障がい者は健常者の記憶はなく、後天性障がい者の支援とは別領域であり、先天性障がい者の健康健全的活動を快く受け入れ、災害時でも自分のことは自分でできる障がい者を増やすことも重要である。 また、各検定試験（仕事系・学術系）の受験者には、金銭的補助を行うべきである。受験したくても安易に受験会場まで行けずに試験を諦める人がいる。これは、試験が特定の場所でしか開催されていないことも原因である。 先天性障がい者の永続的健康健全・道徳勤勉性を重視してほしい。	御意見の内容は今後の検討を行う際の参考にさせていただきます。 なお、資格取得試験等における合理的配慮や必要な支援については、配慮技術の進歩、個別試験制度における配慮の状況等を踏まえ、国や関係団体において適宜見直しが行われており、本県においても取組を推進してまいります。
3	計画全般	障がい者は健常者が作った社会の中で生活しており、このことを十分考慮し各種政策を考察すべきである。現行自動車を優先視した道路幅拡張は、交通弱者増加につながる。障がい者の場合、道路幅6mを20秒で渡れても、12mの長さを渡るのに60秒かかる。道路政策は歩行者の安全を優先してほしい。	御意見の内容は今後の検討を行う際の参考にさせていただきます。
4	計画全般	30年前、「障がい者の仕事には、パソコンを。」と豪語していた社会だが、現状は、コンピュータウイルス、ハッキング等犯罪使用される状況であり、危険・不安・恐怖な環境である。その技術を使用しないと社会経済へ参加不可能なことを豪語しているが、使用・不使用などは個人の判断である。 最新技術を使おうと努力しても、健常者が先に独占使用・過剰充満しているため、入る隙間がなく、障がい者の能力は発展妨害を受けている。	御意見の内容は今後の検討を行う際の参考にさせていただきます。
5	計画全般	天災や事故などで肢体不自由になった後天性障がい者のその後の生計を支える手段として、装具使用等がある。この種の製品はかなり発展の余地があるため、福祉機器製造業種の発展も県として重要であり、新規業種に障がい者使用商品開発製造業を加えてほしい。	御意見の内容は今後の検討を行う際の参考にさせていただきます。 なお、福祉用具の普及促進と利用支援等については、計画（素案）の35ページに記載のとおり取り組んでまいります。
6	計画全般	発見しづらい色の服などをより安全に発見しやすい色に変更すべきであるとともに、自転車用明瞭着色ヘルメット着用率をあげることで事故を減らし、後天性障がい者発生の予防・防止対策を断行すべきである。	御意見の内容は今後の検討を行う際の参考にさせていただきます。
7	計画全般	障がい者福祉政策は、県南東部・南西部で比べても環境格差があり、県中東部で制定した政策が順調に進んでも県北西部の環境に合わないこともあり、地域の実情を考慮した対策をいくつかの部分に分けて施行し、居住地域により変更・多様・多角化すべきである。	障がい者施策の推進に当たっては、計画（素案）の12～14ページに記載のとおり、「障がい保健福祉圏域」として県内を7つの圏域に分けて、障がいのある方が身近な地域で必要な支援を受けられるよう各圏域ごとの支援体制の整備に努めてまいります。

8	計画全般	毎年9月～11月に行われる障がい者雇用面談会等において、取得資格・専攻科目等を侮辱する企業面接官がいる。障がい者の発展・進出を侮辱・妨害する企業の経済的排除を施行すべきである。	御意見の内容は今後の検討を行う際の参考にさせていただきます。
9	計画全般	プロスポーツ選手各人の健康身体維持・増強方法を公開・指導し、健康身体維持増強意識を高めて、後天性障がい者及び重傷病者の発生抑制対策に協力していただきたい。	御意見の内容は今後の検討を行う際の参考にさせていただきます。
10	計画全般	喫煙に伴う癌等の死傷病障がいの発生、飲酒に伴う事件事故後の死傷病障がいの発生、自動車暴走行為等に伴うの死傷病障がいの発生について、各産業は責任を負うべきであって、後天性障がい者の発生を予防すべきである。	御意見の内容は今後の検討を行う際の参考にさせていただきます。